

京労基発 1007 第 3 号
令和 3 年 10 月 7 日

京都府トラック協会長 殿

京都労働局労働基準部長



陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組について
(協力依頼)

～ロールボックスパレット（カゴ車）等の安全な取扱い等荷役災害対策の推進～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を減少させるために京都労働局で定めた第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年計画）において、重点施策に基づく取組の一環として、陸上貨物運送業の安全対策を掲げ、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」という。）に基づく安全対策の徹底に取り組んでおります。

陸上貨物運送業における労働災害は、近年増加傾向にあり、本年も死亡災害が発生しています。また、本年 8 月末時点で死傷者数 180 名となっており、前年同月比 3.4% 増加となっている状況にあります。

また、全国的に見ると、荷役作業時の災害は、荷役運搬用のロールボックスパレット（カゴ車）の取扱い中の災害が多発しており、この約 8 割が不適切な取扱いが原因であることから、ロールボックスパレットの安全な取扱い方法の徹底が重要です。

この度、ロールボックスパレットの安全対策を推進するため、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所等において、別添 1 の「改良しましょう ロールボックスパレット 3 つのポイントを提案します！」が作成されているほか、厚生労働省において、ロールボックスパレットの取扱いによる労働災害を防ぐための留意事項をまとめたチェックリストが別添 2 のとおり作成されました。

つきましては、陸上貨物運送業のみならず関係業全体を上げた取組を進めていただきたく、貴会におかれましても、荷役ガイドラインの内容について、今一度注意喚起していただくとともに別添 1 及び別添 2 を貴会のホームページへの掲載、関係事業場が参集する会合での配布、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等、あらゆる機会を捉え会員事業者にも周知いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

加えて、会員事業者から顧客等の関係事業者に対しても本資料を活用、周知いただけますよう、お願い申し上げます。

【添付資料】

別添1 パンフレット

「改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します！」

別添2 リーフレット

「ロールボックスパレット／テールゲートリフター使う前の5つの基本 チェックリスト」

(参考)

- 1 「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール」(平成27年9月)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000098499.pdf>

労働安全衛生研究所

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2015_02/rbp_a3.pdf

- 2 「テールゲートリフターを安全に使用するために」(平成30年4月)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000212477.pdf>

労働安全衛生研究所

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2018_01/tgl_a3_r.pdf

- 3 「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します！」(令和2年7月)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805042.pdf>

労働安全衛生研究所

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2021_02/kairyo_rbp_A3.pdf

- 4 「ロールボックスパレット／テールゲートリフター使う前の5つの基本チェックリスト」(令和3年9月)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836762.pdf>